府監第1897号 令和5年3月16日

請求人樣

 大阪府監査委員
 山本浩二

 同 岸本佳浩

 同 高橋明男

 同 中島野

 同 中務裕之

住民監査請求について(通知)

令和5年2月17日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

請求人から提出のあった措置請求書及び事実を証する書面の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監查対象事項

- (1) 平成29年度から令和元年度までの時間外手当の追給を受けた大阪府立高等学校に勤務していた請求人及び他の職員(以下、時間外手当の追給を受けた者を併せて「請求人ら」という。) に対する遅延損害金を支払わないという不作為
- (2) 請求人に対し本来支給すべき給与等の額と現に支給された給与等の額との間に生じている差額を支払わないという不作為及び当該差額に係る遅延損害金を支払わないという不作為
- 2 前記1の事項が違法又は不当である理由
 - (1) 監査対象事項(1) について

時間外手当を含めて給与等を定められた時期に支払うことは、労働基準法(昭和22年法律第49号)で使用者の義務として定められており、これは地方公務員に対して給与等を支払う場合であっても変わるところがない。そして、何らかの理由により仮に当該支払時期に給与等を支払っていなかった場合には、支払いが遅れたことについて遅延損害金が発生し、使用者は労働者に対して、当該給与等を合せて遅延損害金を支払う義務を負う。この理は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)で規律される労使関係においても当然当てはまる論

理であり、地方公共団体とその一般職員の関係だからといって遅延損害金の支払いが免除されるといった趣旨の定めも、府における職員の給与に関する条例には存在しない。しかしながら、府は、上記の法律上の義務に反して、本来の支払期日を徒過していたにも関わらず、請求人らに対して遅延損害金を支払っていない。

(2) 監査対象事項(2) について

府は、本来の勤怠評価をもとに請求人が受けるべき給与等の金額を算定した上で、給与等を支払う義務を負っているが、時季変更権の違法な行使によって、本来支給されるべき給与等の額と現に支給された給与等の額との間に差額が生じており、その差額について適時に支払っていないという事態を教育庁は生じさせている。そうすると、当該差額につき遅延損害金が発生し、府はこれも支払う義務があるにも関わらず、現在に至るまでそれを支払っていないから、この不作為は前記(1)のとおり法律の定めに反するものであって、違法である。

3 府に生じている損害

適切な時期に時間外手当を支払っていないこと及び適切な勤怠処理をせずに 給与等査定をしていることにより給与の一部未払いを発生させ、更に本来の支払 時期に従って支払っていれば支出する必要のない遅延損害金の支払義務を府は 負担し続けている。そして、未だ支給されていない本来得られるべき給与等との 差額部分に関しては、今後も支払われない以上、これに係る遅延損害金の金額が 拡大し続ける一方である。このことが府における損害である。また、時間外手当 を支払わないという状態を放置したことで、遅延損害金の金額を徒に拡大させて おり、この点からも一律に遅延損害金を支払うことをしないという不作為を続け ていることは看過できる問題ではない。

4 請求する措置の内容

- ・ 平成29年度から令和元年度までの時間外手当の追給を受けた請求人らに対して未払いだった時間外手当に係る遅延損害金を清算すること。請求人に対して、正しい勤怠処理をした上で、本来支払われるべき給与等との差額及び当該差額に係る遅延損害金を清算すること。
- ・ 上記の遅延損害金は、事務部長の故意過失に基づく不作為によって発生して いることから、事務部長に対して損害賠償請求権を行使すること。
- ・ 全庁的な調査を行い、未払いになっている遅延損害金があれば、これを公表 し、全額を支払って違法な状態を是正すること。
- ・ 事務部長の勤怠管理に問題があることは明らかであり、事務部長に対する指導を徹底し、然るべき措置をとること。

第2 地方自治法第242条第1項の適法要件に係る判断

1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、 違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若 しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。したがって、住民監査請求の対象となる行為等は、公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実のいずれかでなければならない。

また、住民監査請求の監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の 損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならないとされて いる(福岡地裁平成5年8月5日判決。なお、同判決は、その後、福岡高裁平成 6年3月8日判決及び最高裁第一小法廷平成6年9月8日判決において支持さ れ確定している)。

2

(1) 前記第1の1 監査対象事項(1)について

平成29年度から令和元年度までの時間外手当に係る遅延損害金は、まだ支払 われていないことから公金の支出には当たらず、また、当該遅延損害金を支払 わない不作為は、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、公金の賦課・ 徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のいずれにも当たらない。

そこで、債務その他の義務の負担に当たるかについてみると、地方公務員の 給与、手当に係る遅延損害金を府が負担すべきことが確定した場合には、当該 遅延損害金を支払わないことがこれに該当する可能性があることは否定でき ない。しかしながら、当該遅延損害金はまだ支払われていないこと、及び、地 方公務員の手当に係る遅延損害金の負担の有無をめぐり、請求人と教育庁の間 で意見の相違があることが請求人から提出のあった事実を証する書面から明 らかであることに照らすと、府が当該遅延損害金を支払わないことが、現に府 に損害を与えたものであるということはできない。

(2) 前記第1の1 監査対象事項(2)について

請求人が主張する給与等の差額及び当該差額に係る遅延損害金は、まだ支払 われていないことから公金の支出には当たらず、また、当該給与等の差額及び 当該差額に係る遅延損害金を支払わない不作為は、財産の取得・管理・処分、 契約の締結・履行、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のい ずれにも当たらない。

そこで、債務その他の義務の負担に当たるかについてみると、事務部長が請求人の勤怠管理を誤り、年休の時季変更権を違法に行使したことにより、給与等に差額が生じていることが確定した場合には、当該給与等の差額及び当該差額に係る遅延損害金を支払わないことがこれに該当する可能性があることは否定できない。しかしながら、当該給与等の差額及び当該差額に係る遅延損害金はまだ支払われていないこと、及び、年休の時季変更の適否並びに当該差額及び遅延損害金の負担の有無をめぐり、請求人と教育庁の間で意見の相違があ

ることが請求人から提出のあった事実を証する書面から明らかであることに 照らすと、府が当該給与等の差額及び当該差額に係る遅延損害金を支払わない ことが、現に府に損害を与えたものであるということはできない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、前記第2の1で示した法第242条第1項の適法要件を満たさない請求であるから却下する。